

消防救第 1 1 1 号
平成 1 8 年 8 月 1 5 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁救急企画室長

救急隊員の行う心肺蘇生法について

救急隊員の行う心肺蘇生法については、「[救急隊員の行う心肺蘇生法等について（平成 1 6 年 8 月 2 6 日付け消防救第 2 1 2 号各都道府県消防防災主管部長あて消防庁救急救助課長通知](#) 以下「平成 1 6 年通知」という。）に示された内容を踏まえ、行われているところです。

今般、国際蘇生連絡協議会（ILCOR）から発表された「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス（CoSTR）」に基づいて、（財）日本救急医療財団に設置された心肺蘇生法委員会から「日本版救急蘇生ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が示されました。

消防庁では、救急業務高度化推進検討会を設置し、ガイドラインで示された内容を踏まえ、消防本部における救急隊員及び消防職員（消防本部に勤務する消防職員のうち救急隊員を除いたものをいう。以下同じ）が行う心肺蘇生法について検討を重ね、この度、報告書がまとめられたことから、その内容を踏まえ、[別紙](#)のとおり「救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領」を改正しました。

については、平成 1 6 年通知に加え、下記事項に十分留意の上、円滑な実施が図られるよう貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にも、この旨周知願います。

記

- 1 改正後の「救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領」は、別紙のとおりであり、各消防本部における新しい一次救命処置等に準拠した救急活動については、地域のメディカルコントロール協議会等と十分に連携を図りながら、救急隊員等に対する十分な教育等を行った上で、救急現場等で不都合が生じることがないように準備が整い次第、速やかに移行されたいこと。
- 2 特に、9（1）に掲げる、「傷病者接触時に通報後 4 ～ 5 分以上が経過している場合」における手順については、メディカルコントロール協議会等で定められたプロ

トコールに従うべきものであること。